

総務委員会 会議記録

- 1 期 日 令和2年11月30日（月）
午後3時14分 開会
午後3時33分 閉会
- 2 場 所 第1委員会室
- 3 出席委員 委員長 西田 真
副委員長 竹中 理
委員 浅田 徹、井上 正治、
奥村 忠俊、田中藤一郎、
土生田仁志
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明員 （別紙のとおり）
- 6 傍聴議員 なし
- 7 事務局職員 主幹兼議事係長 佐伯勝巳
- 8 会議に付した事件 （別紙のとおり）

総務委員長 西田 真

総務委員会次第

2020年11月30日（月）　：　～
第1委員会室

1 開会

2 委員長あいさつ

3 協議事項

(1) 付託案件の審査について

- ア 第172号議案 豊岡市職員の給与に関する条例及び豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- イ 第173号議案 豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- ウ 第174号議案 豊岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

(2) 意見・要望のまとめについて

4 その他

5 閉会

2020年度 豊岡市議会総務委員会名簿

2020年11月30日(月)

【総務委員】

委員長	西田 真
副委員長	竹中 理
委員	浅田 徹 井上 正治 奥村 忠俊 田中藤一郎 土生田仁志

7名

【説明員】

議会事務局	
議会事務局長	宮本 ゆかり
議会事務局次長	安藤 洋一
政策調整部	
政策調整部長	塚本 繁樹
政策調整部参事 (行財政改革担当)	正木 一郎
政策調整部次長兼公共施設マネジメント推進室長	土生田 哉
秘書広報課長	山口 繁樹
秘書広報課参事	和田 征之
政策調整課長	井上 靖彦
政策調整課参事 (行財政改革担当)	若森 洋崇
財政課長	畑中 聖史
防災監	宮田 一 索
防災課長	原田 泰三
総務部	
総務部長(会計管理者)	成田 寿道
総務部次長兼ワークインノベーション推進室長	土田 一 篤
総務課長	太田垣 健二
総務課参事(文書法制担当)	宮代 将樹
ワークインノベーション推進室参事	岸本 京子
人事課長	山本 尚敏
人事課参事	小川 琢郎
情報推進課長	中奥 一 実

地域コミュニティ振興部	
コミュニティ政策課長	土生田 祐子
市民生活部	
税務課長	宮崎 雅巳
城崎振興局	
地域振興課長	谷垣 一 哉
竹野振興局	
地域振興課参事	山根 哲也
日高振興局	
地域振興課長	中川 光典
出石振興局	
地域振興課長	今井 謙二
但東振興局	
地域振興課長	夫石 英明
会計課	
会計課長	三笠 孔子
消防本部	
消防長	榑田 貴行
消防本部次長兼総務課長	吉谷 洋司
豊岡消防署長兼警防課長	中古谷 康彦
予防課長	土田 有紀
選挙管理委員会・監査委員事務局	
選管監査事務局長	宮岡 浩由

3名

【担当事務局職員】

議会事務局主幹兼議事係長	佐伯 勝巳
--------------	-------

計 11名

午後3時14分開会

○委員長（西田 真） お疲れさまです。短時間の予定となっておりますので、早速ですけど総務委員会を開催したいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日は、当委員会に付託された議案の審査として、説明、質疑、討論、表決を行い、その後、意見、要望のまとめを行いたいと思います。どうぞよろしく願いします。

委員の皆さん並びに当局職員の皆さんは、質疑、答弁に当たりましては、要点を押さえ、簡潔、明瞭に行っていただき、スムーズな議事進行にご協力をお願いします。

なお、委員会での発言は、委員長の指名の後、マイクを使用して、課名と名字を名のってから行っていただきますようお願いいたします。

それでは、これより、3、協議事項、（1）付託案件の審査についてに入ります。

第172号議案から第174号議案まで、豊岡市職員の給与に関する条例及び豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について、ほか2件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

山本人事課長。

○人事課長（山本 尚敏） それでは、追加分の議案、3ページをご覧ください。第172号議案、豊岡市職員の給与に関する条例及び豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを説明いたします。

本案は、本年10月7日の人事院勧告に準じて、職員の期末手当の支給割合を改定しようとするものです。

内容につきましては、6ページにあります条例案要綱により説明いたします。

6ページの条例案要綱をお開きください。1の（1）につきましては、本年度の12月期の期末手当の支給割合を1.3月分から1.25月分へ、0.05月分を引き下げて、今年度の6月期と12月期を合わせて2.55月分になるようにしようとする

ものです。

次に、1の（2）につきましては、来年度6月期以降の期末手当の支給割合を、（1）で改定しました1.25月分から1.275月分へ引き上げ、6月期と12月期分を合わせて2.55月分になるようにしようとするものです。

次に、1の（3）につきましては、一般職の任期付職員のうち特定任期付職員につきまして、本年度の12月期の期末手当の支給割合を1.7月分から1.75月分へ、0.05月分引き下げようとするものです。

次に、1の（4）につきましては、一般職の任期付職員のうち特定任期付職員につきまして、来年度6月期以降の期末手当の支給割合を、（3）で改定をいたしました1.65月分から1.675月分へ引き上げようとするものであります。

次に、附則ですが、施行期日を定めるものです。1の（1）と3につきましては、本年度の12月期の期末手当の関係でございますので公布の日とし、（2）と（4）につきましては、来年度以降の期末手当の関係でございますので、令和3年4月1日としております。

続きまして、11ページをご覧ください。第173号議案、豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを説明いたします。

本案は、市長等、つまり市長、それから副市長、教育長の期末手当の支給割合を改定しようとするものです。

内容につきましては、14ページの条例案要綱によりまして説明いたします。

14ページの条例案要綱をご覧ください。1の（1）につきましては、本年度の12月期の期末手当の支給割合を2.25月分から2.2月分へ0.05月分引下げ、今年度の6月期と12月期を合わせて4.45月分にするようにしようとするものです。

次に、1の（2）につきましては、来年度6月期以降の期末手当の支給割合を、（1）で改定しました2.2月分から2.225月分へ引き上げ、6月

期と12月期合わせて4.45月分になるようにしようとするものです。

次に、附則でございます。施行期日を定めるものです。1の(1)につきましては、本年度の12月期の期末手当の関係ですので公布の日とし、(2)につきましては、来年度以降の期末手当の関係でございますので、令和3年4月1日としております。

続きまして、17ページをご覧ください。第174号議案、豊岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを説明いたします。

本案は、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改定しようとするものです。

内容につきましては、20ページの条例案要綱により説明いたします。

現在、会計年度任用職員の期末手当につきましては、正規職員の給与と条例の規定を準用し、6月期に1.3月分、12月期に1.3月分、合わせて2.6月分としているところでございます。

1の(1)につきましては、本年度の12月期の期末手当の支給割合を、正職員の改正後の1.25月分というところを1.3月分へ読替えをしようとするものです。

次に、1の(2)につきましては、来年度6月期以降の期末手当について、改正後の給与と条例を準用しようとするものです。つまり、会計年度任用職員の期末手当の引下げにつきましては、来年度から行おうとするものでございます。

次に、附則でございます。施行期日を定めております。1の(1)につきましては、本年度の12月期の期末手当の関係ですので公布の日からとし、(2)につきましては、来年度以降の期末手当の関係でございますので、令和3年4月1日としておるところでございます。

説明は以上です。

○委員長(西田 真) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

井上委員。

○委員(井上 正治) これを行うことによって総額

どの程度になるのか、分かれば。

○委員長(西田 真) どうぞ。

○人事課長(山本 尚敏) 会計年度任用職員を引き下げた分も含めて考えますと、約2,300万円程度になります。

○委員長(西田 真) 井上委員。

○委員(井上 正治) 分かりました。その辺のことについてはよろしいんですけど、次にもう1点、市長等ということの中で、議員もこの特別職に準用するということだと思わうんですけども、これがいいのか正しいのかというのは別なんですけども、我々の分を我々が議論するというのは正当なのかどうかという部分についてはどのようにお考えなのか。

○委員長(西田 真) どうぞ。

○人事課長(山本 尚敏) これも条例で定めることとなりますので、全て議会のほうでご審議いただくのが筋かとは思っております。

○委員長(西田 真) 井上委員。

○委員(井上 正治) これまでがそのような形でされたと思いますので、ここで唐突に出してどうだという議論でもないと思いますけど、少しちょっと疑問を持った部分がございますので、お尋ねをいたしました。

あともう1点、何か聞こうと思ったんだけど、忘れちゃったんでよろしいわ。

○委員長(西田 真) ほかにありませんか。

奥村委員。

○委員(奥村 忠俊) よろしいか。

○委員長(西田 真) はい。

○委員(奥村 忠俊) 説明があったものではないですけどね、今回こうやって下げるとというのが、コロナの関係で全国的、世界もですけども、非常に収入その他減っているという状況があって、公務員の方々もそういう形で、僅かであっても下げることになるんですけど。

どうなんでしょうね、コロナの今の蔓延している状況が第三波と言われてますけども、これがこの先どうなるのか分からないという部分があると思うんですよ。だから、第三波は、今から冬に向かいま

すので、かなりひどくなると。そうすると、今日まで以上に大きな被害が出てくるのではないかなという、全国的に。そういったことも含めて、今回議場で公務員の部分を0.05月ですか、その程度下げるということがあっているのか。

いつ終わるか分かりませんのでね、先のことは言にくいんですけども、そういったところの見通しという部分という考え方というのはどうなっているか、分かればお願いします。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○人事課長（山本 尚敏） 豊岡市の給与の関係につきましては、人事院勧告が出ましたら、それに基づいて国家公務員も改定が行われますので、それに準じて行ってきております。

人事院勧告ですけども、毎年毎年、民間の給与の状況を調査した上で、国家公務員との水準と比較をして、その差額について改定の必要があるのかどうか、そこが判断されて出されますので、今回の人事院勧告、コロナだからどうこうということではなしに、コロナの影響を含めたところの民間給与の動向の調査に基づいて判断されているという状況でございますので、今後につきましても、コロナだけではなくて民間の経済状況、給与の状況を調査した上で人事院勧告が出されるものと。それで、私どもは、基本的にはそれに準ずる格好で改定を考えるということになるかと思っております。

○委員長（西田 真） 奥村委員。

○委員（奥村 忠俊） 言われている意味はそのとおりで、理解しとるんですけども、近年、人事院勧告で下げるということが随分なかったもんですから、コロナのことが大いに影響してるんかなと思うんですけどね。少し先が見えないことになるもんですから、ここには既にもう来年6月期にどうこうということまで書いてあるわけですからね、果たしてコロナの状況をどのように国が判断されてるのかなというところ辺で少し疑問を持つもんですから話したんですけども、またこれが元に戻るというようなことにもまだなっていないわけですよ、今のところ、そういうふうに判断してほしいね。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○人事課長（山本 尚敏） 特に月例給については4月の給与について調査が行われて実施されますので、今回の今年の人事院勧告については今年の4月の給与の状況を民間と比較したというものでございますので、まだそこまでコロナの影響というのは表面に出てきてこなかった時期の調査であろうと思います。

ですので、今年の状態を通した上で来年の4月の状況がどうなのか、そのときの状況によってまた来年度の人事院勧告が行われますので、これは毎年毎年そういう流れできてますので、来年の調査の状況に基づいて、今後はその実態に合わせた勧告になるんだろうなと思います。

○委員長（西田 真） 奥村委員。

○委員（奥村 忠俊） よろしいか。見通しが立たないというのはもう誰もが、あるいは世界がそう思っただけですけども、連日の報道ではどんどん、今、第三波と言われてますけども、患者さんや死亡する人が増えてますわね、ずっと。それがいつまで続くということが全く見えないわけですから、例えば今回はこれで出発するとしても、新年度に入ってくるとまた元に戻ればいいんですけどね、引き続きこうということが続くということで非常に心配だなと。

一方では、国民の方々の収入だとか、あるいは雇用の問題なんかいっぱい出てますので、非常に世の中不安定な状況になるなというふうに思うんです。

ですから、だからどうこうせいというふうには思っておりませんが、見通しとしては非常に暗いのではないかなというふうな思いがしたもんですから、ちょっと伺わせていただきました。もうこれで・・・。

○委員長（西田 真） ほかにありませんか。

浅田委員。

○委員（浅田 徹） 1点だけお尋ねです。

基本的にはもうこれは人事院に従う、受けるということなんですけども、例の会計年度任用職員については、その配慮がしてあるというふうなことで考えています。この辺の考え方をもう少し説明をして

いただければと思います。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○人事課長（山本 尚敏） 会計年度任用職員の分も含めて、職員組合と交渉をしまいいりました。最初、10月6日に期末手当のことも含めた要求書を頂きまして、その後回答し、事務折衝を交渉する中で、先週の25日に一応妥結となっております。その中で会計年度任用職員のこと、組合の要求としては下げてくれるなということがまず第一でありました。その後のやり取りの中で、率については正規職員に合わせる、これが基本ですよという話の中で収まりまして、あとはいつから実施するのかということで、来年度からということになっております。

会計年度任用職員につきましては、名前のおり会計年度1年度ごとの雇用ですので、まず年度当初に勤務条件については提示した上で1年間働いていただくというようなことになっております。その流れの中で考えていくと、年度ごとに考えるのが妥当ではないかなということも話をしつつ、今回については、引下げについては来年度からにしようということで妥結をしたところであります。

○委員長（西田 真） 浅田委員。

○委員（浅田 徹） 了解しました、ありがとうございます。

○委員長（西田 真） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りします。本案は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認めます。よって、第172号議案から第174号議案までの3件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、当委員会に付託されました議案に対する審査は終了しました。

ここで、委員の皆さん、当局職員の皆さんから何

かありましたらご発言願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） それでは、ここで当局職員の皆さんは退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

午後3時32分休憩

午後3時32分再開

○委員長（西田 真） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより、3、協議事項、（2）意見・要望のまとめについてに入ります。

当委員会に審査を付託された案件の審査は終了しました。

ここで、委員会意見・要望として、委員長報告に付すべき内容について協議いただきたいと思えます。

暫時休憩します。

午後3時32分休憩

午後3時32分再開

○委員長（西田 真） 会議を再開いたします。

特にないということで、特になしという格好で委員長報告をさせていただきたいと思えます。

委員長報告の内容は以上のように決定して、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

これより、4、その他に入ります。

その他、委員の皆さんから何かあればお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 特にないようですので、これで委員会を終了したいと思います。お疲れさまでした。

午後3時33分閉会
